

「乳幼児等医療費助成事業」の名称が 『こども医療費助成事業』に変わります

平成21年7月診療分から適用

『こども医療費助成事業』を 小学校6年生まで引き上げます!!

問い合わせ先 子育て支援課 ☎(242)1159

こども(乳幼児等)医療費助成事業制度は、乳幼児の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持および健全な育成を図ることを目的としています。今回、子育て家庭への経済的支援を充実させるため、平成21年7月診療分から現在の小学校3年生までを小学校6年生までに拡大するとともに、名称を「合志市こども医療費助成事業」に改めます。

現在の制度

0歳から小学校3年生までの者に対して助成する。

平成21年7月診療分から

0歳から小学校6年生(満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の者に対して助成する。



「小学校4～6年生」は申請が必要です

新規に年齢要件を満たす方(小学校4年生～6年生の保護者)は助成申請書の提出が新たに必要となります。5月中旬に対象となる世帯主の方へ通知を送付(郵送)します。

「小学校1～3年生」は新しい受給者証を送付します

小学校1～3年生は今までの資格が継続されますので申請の必要はありません。新しい「子ども医療費受給者証」を6月末に郵送する予定です。

現在の「乳幼児等医療費受給者証」は、7月以降、保護者が適正に処分するか、市役所までお持ちください。

義務教育就学前の方は特に手続きは必要ありません

義務教育就学前(0歳から6歳到達後最初の3月31日まで)の方は、現在の「乳幼児等医療費受給者証」(青色)を引き続きお使いください。

お知らせ

平成21年7月1日から、独立行政法人 国立病院機構 再春荘病院が「償還払い」制度から外来の場合のみ「現物給付方式」に変わります。



税

自動車税

【自動車税の納付は6月1日までに】

自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。

納期限の6月1日(月)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、各地域振興局税務課、熊本県税事務所、自動車税事務所で納めていただきますようお願いいたします。また、自宅のパソコンなどを利用して(インターネットに接続できる環境が必要です。)、クレジットカード(VISA、Master)による納付もできます。ぜひご利用ください。

(Yahoo! 公金支払い <http://koukin.yahoo.co.jp/>)

【環境への配慮から自動車税の税額が増減されます】

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能の点で環境負荷の小さい自動車(新車)は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

*平成21年度に自動車税が加算(約10%)される自動車

- ・ディーゼル車
平成10年3月31日以前の登録のもの
- ・ガソリン・LPG車
平成8年3月31日以前の登録のもの

●問い合わせ先

菊池地域振興局 税務課
☎0968-25-4272

軽自動車税の減免

身体障がい者が所有する車両で、本人または身体障がい者の人と生計を一にする家族が本人の通院・通学・生業のために使用する軽自動車・原動機付自転車については、一台に限り軽自動車税が減免されます。平成21年度分の減免申請を次のとおり受け付けます。

なお、納税通知書は5月の初めに郵送します。

①申請期間

納税通知書が届いてから5月25日(月)まで

②申請場所 税務課(合志庁舎)

③申請に必要なもの

- 平成21年度納税通知書
- 次のいずれかの手帳
身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証
- 自動車検査証
- 印鑑



●問い合わせ先

税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114

お詫び

平成20年度の市県民税の課税で、確定申告書の入力ミスにより約18万円の過徴収の誤りが1件ありました。関係者に大変ご迷惑をおかけしました。今後このような事が起きないように十分注意いたします。なお、全件確認しましたが、他の誤りはありませんでした。
合志市税務課

人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

人権擁護委員は、わたしたちの人権が侵されないよう見守り、人権が侵されたときに相談相手になるなど、正しい人権の考え方を広めるための活動をしています。

また、人権が尊重される社会を実現するため、法務省と全国人権擁護委員連合会では、活動の重点目標を「育てよう一人ひとりの人権意識—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—」と定め、積極的に啓発活動に取り組んでいます。

市でも、9人の人権擁護委員が、さまざまな活動に取り組んでいます。

特設人権相談所が開設される際には、回覧等でお知らせします。お気軽にご相談ください。相談は、無料で秘密は守られます。

合志市人権擁護委員

- | | |
|------------|------------|
| 澤田 弘子(二子) | 東窪正一郎(杉並台) |
| 桑原 典恵(群) | 上野 孝次(後川辺) |
| 丸山 義弘(立割) | 後藤 幸吉(須屋) |
| 坂井眞壽子(若原) | 上村 久枝(北) |
| 坂本 徳子(東須屋) | |

●問い合わせ先

人権啓発教育課(御代志市民センター)
☎242-1190



	義務教育就学前の者 (0歳から6歳到達後最初の3月31日まで)	小学校1年生から6年生まで
制度内容	<p>制度内容はこれまでどおり変更ありません。</p> <p>合志市内の病院、歯科、薬局に限り窓口で支払が不要となる「現物給付方式」です。</p> <p>ただし、合志市以外の医療機関等で受診した場合や一部の保険組合、共済組合においては、一旦、窓口で医療費を支払っていただいてから申請後に助成する「償還払い」制度です。</p>	<p>全ての対象者において、一旦、窓口で医療費を支払っていただいてから申請後に助成する「償還払い」制度です。</p> <p>合志市内の医療機関等においても同様となります。</p>

